

文京区中規模小売店舗の出店に伴う生活環境の保全に関する要綱

13 文区経第 140 号平成 13 年 5 月 30 日区長決定

2020 文区経第 1986 号令和 3 年 3 月 11 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、文京区における中規模小売店舗の出店による地域の生活環境への影響を事前に把握し、その対応策を講ずることにより、周辺の地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中規模小売店舗 一の建物（一の建物として大規模小売店舗立地法施行令（平成 10 年政令 327 号）第 1 条に規定するものを含む。）において、小売業を営む施設であつて、店舗面積が、500 平方メートル（午後 11 時から午前 6 時までの間に小売業を営む場合にあっては、300 平方メートル）を超え、1,000 平方メートル以下のものをいう。
- (2) 小売業 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する小売業をいう。
- (3) 店舗面積 法第 2 条第 1 項に規定する店舗面積をいう。
- (4) 出店者 中規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、既存の建物の用途を変更し、又は営業を営む時間を変更することにより中規模小売店舗となる場合を含む。）をする者及び中規模小売店舗において小売業を営む者をいう。
- (5) 近隣住民 中規模小売店舗の敷地境界線から周囲 100 メートル以内の範囲内において住所を有する者、事業を営む者、事業所に勤務する者及び学校に在学する者をいう。

(出店者の責務)

第 3 条 出店者は、中規模小売店舗の設置及び運営に当たり、地域のまちづくりと調和を図るとともに、周辺の地域の生活環境に与える影響について、あらかじめ十分な調査と予測を行い、周辺の生活環境を良好に保つよう努めなければならない。

(出店者の届出)

第 4 条 出店者は、中規模小売店舗を新設する場合は、新設をする日の 5 月前までに、中規模小売店舗出店計画届出書（別記様式第 1 号）により区長に届け出なければならない。

- 2 出店者は、前項の届出の内容を変更しようとする場合は、中規模小売店舗出店計画変更届出書（別記様式第 2 号。以下「変更届出書」という。）により速やかに区長に届け出なければならない。

(説明会の開催)

第 5 条 出店者は、前条の規定による届出をした日から 2 月以内に近隣住民に対して出店に関する説明会を開催し、届出事項を周知するとともに、当該出店に関し十分に理解が得られるよう努めなければならない。

- 2 出店者は、前項の説明会の日時及び場所等を周知するための文書を店舗の敷地内の見やすい場所に提示するとともに、開催する旨の通知を各戸に配布する等の方法により近隣住民に漏れ

なく周知するよう努めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、区長が周辺の地域の生活環境に与える影響が軽微であると認めるときは、出店者は、店舗の敷地内の見やすい場所に第4条の届出事項を掲示することにより、説明会の開催に代えることができる。

4 出店者は、説明会を開催した場合は、中規模小売店舗出店計画説明会報告書（別記様式第3号）により速やかに区長に報告しなければならない。

（協議）

第6条 出店者は、前条第1項の説明会の開催後3週間以内に近隣住民から協議の申入れがあったときは、誠意を持ってこれに応じ、周辺の地域の生活環境を良好に保つよう努めなければならない。

2 出店者は、前項の規定による協議に応じたときは、中規模小売店出店計画協議報告書（別記様式第4号）により速やかに区長に報告しなければならない。

3 区長は、中規模小売店舗の出店が周辺の地域の生活環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、出店者と協議を行うものとする。

4 区長は、前項の協議の内容等について、特に必要があると認めるときは、これを公表することができる。

（既存店舗の取扱い）

第7条 この要綱の施行の際、現に営業している中規模小売店舗が店舗面積を増加し、又は閉店時刻の繰下げを行う場合は、この要綱を準用する。

2 前項の場合においては、第4条第1項の「中規模小売店舗を新設する場合」は「中規模小売店舗の店舗面積の増加を行う場合」と、同項の「新設をする日」は「店舗面積の増加を行う日」と、同条第2項の「前項の届出の内容を変更しようとする場合」は「中規模小売店舗の閉店時刻の繰下げを行う場合」と読み替えるものとする。

（委任）

第8条 この要綱の実施に必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年3月11日から施行する。